

検 第 664号
平成19年11月12日

関係機関の長 殿

土木部検査指導課長

茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書の改定（手すり先行工法）について（通知）

このことについて、下記のとおり改定したので参考送付します。

記

1. 改定主旨

足場からの墜落事故防止対策

2. 改定内容

別紙「茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書の改定内容」のとおり。

3. 適用時期

平成19年11月15日以降起工決議の工事。

4. 参考資料

手すり先行工法に関するガイドラインの普及・定着に向けて（建設業労働災害防止協会）

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/040330-6.html>

茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書の改定内容

第3編「共通編」第2章「一般施工」第10節「仮設工」2-10-23として下記のとおり追加する。

記

2-10-23 足場工

請負人は、足場工の施工にあたり、枠組み足場を設置する場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン(厚生労働省 平成15年4月)」によるものとし、手すり先行工法の方式を採用した足場に、二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。

(補足)

改定理由等

重大な労働災害の大きな要因の一つである足場からの墜落事故について、当該工法が安全性や安心感の向上に効果があり、市場からの円滑な調達が可能であることが、特記仕様書に基づく数年間の使用実績を通じて確認できたので、足場からの墜落事故防止対策に万全を期すため、共通仕様書へ記載することとした。